

定 款



日本国土開発 株式会社

KOKUDO

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、日本国土開発株式会社と称し、英文では、JDC CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電源、交通、港湾、治山、治水、灌溉、干拓、地下資源の開発その他国土の開発に関する業務
- (2) 電源、交通、港湾、治山、治水、灌溉、干拓、地下資源の開発その他国土の開発の調査、計画およびこれに関連する輸出プラントの調査、設計ならびにそれらのコンサルティング業務
- (3) 第1号の業務をなすに必要な建設用機械および鉱山用機械その他の諸機械、器具等の製造、輸出入、販売、賃貸、修理ならびに その仲介に関する業務
- (4) 土木、建築工事に関する設計、請負およびマネージメント業務
- (5) 建設用資材、石材および化学製品等の製造ならびにその販売に関する業務
- (6) 不動産の売買、貸借、仲介、管理、鑑定、およびコンサルティングに関する業務
- (7) 不動産関連の特別目的会社および不動産投資信託に対する出資および出資持分の売買・仲介・管理ならびに不動産特定共同事業法に基づく事業
- (8) 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業および投資助言・代理業
- (9) 陸上、海上運送業および倉庫業
- (10) 採石法にもとづく採石業
- (11) レジャー施設（ゴルフ場、スキー場等）、スポーツ施設、宿泊施設の所有、貸借、経営
- (12) 旅行業及び旅行業者代理業
- (13) 土壌浄化、河川・湖沼・港湾の水質浄化等の環境保全および一般廃棄物・産業廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、処分、再生利用
- (14) 農産物の生産、加工、販売およびこれらに関するコンサルティング業務
- (15) 発電および電気、熱等エネルギーの供給に関する事業
- (16) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (17) 金銭貸付、債務保証、債権買取その他の金融業および総合リース業
- (18) 前各号の事業に対する投資
- (19) 前各号の業務に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3億株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置くことができる。この場合には株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- 2 株主名簿管理人を定めた場合には、当会社の株主名簿および新株予約権原簿は前項により定められた事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第10条** 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他の株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第11条** 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第12条** 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第13条** 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第17条** 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第18条** 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条** 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役があつたものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第1条 第88期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役があつたものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の定める

ところによる。

(附則の削除日)

第 2 条 本附則第1条および本条は、2027年8月30日をもってこれを削除する。